〇衆議院職員倫理規程

(平成十二年五月三十日議長決定)

平平平平平平 二一一一一 一九七五三三 年年年年年 平平平平平平二二九八六五三年年年年年

第一条 この規程は、職員が国民全体の奉仕者であってその職務は 的とする。 防止を図り、 の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務 国民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係 もって公務に対する国民の信頼を確保することを目

3

第二条 この規程において、「職員」とは、衆議院の事務局及び法制 局の職員(議長又は副議長の政務に係る秘書事務をつかさどる参 三第二項に規定する両議院の議長が協議して定める非常勤の職 事及び国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十四条の

2 この規程において、「課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる 職員をいう。

員を除く。)をいう。

院議長決定。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員で 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両

あって、次に掲げるもの

- 給与規程別表第一特別給料表の適用を受ける職員
- の職員 給与規程別表第三イ行政職給料表にの職務の級五級以上 給与規程別表第二指定職給料表の適用を受ける職員
- ホ 給与規程別表第四速記職給料表の職務の級六級以上の職 給与規程別表第五議院警察職給料表の職務の級五級以上
- 一 特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一 この規程において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員 という。)第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員 月二十六日両院議長決定。以下「特定任期付職員給与特例規程
- 副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。) 給与規程別表第一特別給料表の適用を受ける職員 (議長又は
- 一 給与規程別表第二指定職給料表の適用を受ける職員
- 料を受けるもの の適用を受ける職員であって、同表六号給の給料月額以上の給 特定任期付職員給与特例規程第二条第一項に規定する給料表
- 給与規程別表第二指定職給料表の適用を受ける職員であって この規程において、「副部長級の職員」とは、次に掲げる職員を

4

一 特定任期付職員給与特例規程第二条第一項に規定する給料表 同表一号給、二号給又は三号給の給料月額の給料を受けるもの

の適用を受ける職員であって、同表六号給又は七号給の給料月 の給料を受けるもの

- 5 契約又は会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条に規 定する契約に関する事務に職員が職務として携わっている場合 この規程において、「利害関係者」とは、国の支出の原因となる
- として議長が定める者をいう。 が明らかである事業者その他職員の職務に利害関係を有する者 している事業者又は当該契約の申込みをしようとしていること における、当該契約を締結している事業者、当該契約の申込みを
- の申込みをしようとしていることが明らかである事業者その他 ている事業者、当該契約の申込みをしている事業者又は当該契約 の契約に関する事務に関与する場合における、当該契約を締結し

この規程において、「関係事業者」とは、職員が職務として前項

- る場合における当該議長が定める者をいう。 職員が職務として前項の議長が定める者に関する事務に関与す
- 前項の関係事業者とみなす。 する行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、 この規程の規定の適用については、関係事業者の利益のために
- 、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)
- 第三条 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対しての なければならない。 な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たら 国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当 みの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について

職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地

- 3 位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いて 職員は、利害関係者から贈与等を受けること等の国民の疑惑や
- 不信を招くような行為をしてはならない。
- (職員の職務に係る倫理に関する訓令)
- 第四条 各本属長は、前条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務 との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関 し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。 らの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者 るものとする。この場合において、この訓令には、利害関係者か に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する訓令を定め

第五条 課長補佐級以上の職員は、関係事業者から、金銭、 (贈与等の報告)

の翌四半期の初日から十四日以内に、各本属長に提出しなければ ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期 月から十二月までの各区分による期間 受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。)は、 場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を 報酬の支払を受けた時において課長補佐級以上の職員であった 定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該 づいて提供する人的役務に対する報酬として各本属長が訓令で いう。)を受けたとき又は関係事業者と職員の職務との関係に基 の他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」と 一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十 (以下「四半期」という。)

当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価

- 一 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年
- 三 当該贈与等をした関係事業者又は当該報酬を支払った関係事 月日及びその基因となった事実

業者の名称及び住所

- 2 各本属長は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたと きは、当該贈与等報告書(指定職以上の職員に係るものに限り、 かつ、第八条第二項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。 前三号に掲げるもののほか、各本属長が訓令で定める事項
- (株取引等の報告)

の写しを職員倫理審査会に送付しなければならない。

ばならない。

第六条 指定職以上の職員は、前年において行った株券等(株券) 利をいう。以下同じ。)の取得又は譲渡(指定職以上の職員である は、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権 新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約 権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあって

- 間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。)について、当 日から同月三十一日までの間に、各本属長に提出しなければなら 該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一 該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当
- ときは、当該株取引等報告書の写しを職員倫理審査会に送付しな

ければならない。

2 各本属長は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けた

- 第七条 指定職以上の職員(前年一年間を通じて指定職以上の職員 三月一日から同月三十一日までの間に、各本属長に提出しなけれ 次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年 第二十八条の規定により税務署長に提出すべきものに限る。)は、 及び第百二十一条又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号) 下同じ。)を所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百二十条 法律第六十六号) 第二条第六号に規定する納税申告書をいう。 以 又は第二号の課税に係る納税申告書(国税通則法(昭和三十七年 であったものに限り、かつ、副部長級の職員にあっては、第一号
- 場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実) る当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が百万円を超える 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合におけ 第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。) 所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第二条第一項 金額をいう。)及び山林所得金額(同条第三項に規定する山林 総所得金額(所得税法第二十二条第二項に規定する総所得
- ず、他の所得と区分して計算される所得の金額 六号)の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかわら を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十 項に規定する退職所得の金額をいう。)及び山林所得の金額 各種所得の金額(退職所得の金額(所得税法第三十条第二 (同法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額をいう。)
- 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈

与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格 (相続税法第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格をい

とにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書の写しを提出するこ

は口に掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事

3 実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。 各本属長は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写

ならない。 当該所得等報告書等の写しを職員倫理審査会に送付しなければ し(以下「所得等報告書等」という。)の提出を受けたときは、

(報告書の保存及び閲覧

第八条 前三条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報 告書及び所得等報告書等は、これらを受理した各本属長において、 これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過

2 各本属長は、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈 与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につ

する日まで保存しなければならない。

より、著しく公益を害するおそれがあるものとして議長が定める 事項に係る部分については、この限りでない。 ったときは、これに応ずるものとする。ただし、公にすることに き二万円を超える部分に限る。)について、その閲覧の要求があ

第九条 衆議院に、職員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置

(職員倫理審査会の設置)

(所掌事務及び権限)

第十条 審査会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及 び企画を行うこと。

一 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企 画及び調整を行うこと。

三 この規程の遵守のための体制整備に関し、各本属長に指導及

行うこと。 び助言を行うこと。 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の審査を

 $\pm i$ し、並びにその懲戒処分の概要の公表について意見を述べるこ 処分を行うべき旨の勧告をし、その行う懲戒処分につき承認を 調査を求め、その経過につき報告を求め及び意見を述べ、懲戒 条までにおいて同じ。)に違反する行為に関し、各本属長に対し、 この規程(第四条の規定に基づく訓令を含む。以下第二十二

六 各本属長に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監 督上必要な措置を講ずるよう求めること。

2

第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期 第十一条 審査会は、委員三人をもって組織する。 は、前任者の残任期間とする。 委員は、学識経験のある者のうちから、議長が任命する。 (委員の任期等)

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、

非常勤とする。

第十三条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、そ

第十四条 委員は、職務上の義務違反その他委員たるに適しない非 の職務を代理する。 (身分保障)

行があったときを除いては、在任中、その意に反して罷免される

ことがない。

第十五条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはなら

ない。その職を退いた後も同様とする

第十六条 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮っ

(調査の端緒に係る各本属長の報告)

第十七条 各本属長は、職員にこの規程に違反する行為を行った疑 いがあると思料するときは、その旨を審査会に報告しなければな

(各本属長による調査

第十八条 各本属長は、職員にこの規程に違反する行為を行った疑 は、審査会にその旨を通知しなければならない。 いがあると思料して当該行為に関して調査を行おうとするとき

審査会は、各本属長に対し、前項の調査の経過について、報告

をすることができる。

を求め、又は意見を述べることができる。

3

会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。 各本属長は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、

(各本属長に対する調査の要求等)

第十九条 審査会は、職員にこの規程に違反する行為を行った疑い

があると思料するときは、各本属長に対し、当該行為に関する調

査を行うよう求めることができる。

2 第二十条 各本属長は、職員にこの規程に違反する行為があること 前条第二項及び第三項の規定は、前項の調査について準用する。 (各本属長による懲戒)

会の承認を得なければならない。

を理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、審査

(各本属長に対する懲戒処分の勧告)

第二十一条 審査会は、各本属長において懲戒処分を行うことが適 当であると思料するときは、各本属長に対し、懲戒処分を行うべ

2 各本属長は、前項の勧告に係る措置について、審査会に対し、 き旨の勧告をすることができる。

報告しなければならない。 (各本属長による懲戒処分の概要の公表)

第二十二条 各本属長は、職員にこの規程に違反する行為があるこ 戒処分に係る株取引等についての部分の公表を含む。以下同じ。) 戒処分の概要の公表(第六条第一項の株取引等報告書中の当該懲 る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、 とを理由として懲戒処分を行った場合において、職員の職務に係

2 審査会は、各本属長が前項の懲戒処分を行った場合において、

特に必要があると認めるときは、当該本属長に対し、当該懲戒処

分の概要の公表について意見を述べることができる。

(各本属長に対する協力要求)

第二十三条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると 認めるときは、各本属長に対し、資料又は情報の提供その他必要 な協力を求めることができる。

(訓令への委任)

第二十四条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し 必要な事項は、各本属長が訓令で定める。

この規程は、平成十二年十月一日から施行する。

という。) 以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適 第五条第一項の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」

3 未公開株式に係る株券の取得について適用する。 第六条第一項の規定は、施行日以後に行った株券等の譲渡又は

号の所得の金額及び同項第二号の課税価格の計算方法その他所 行日から平成十二年十二月三十一日までの間における同項第 与により取得した財産について適用する。この場合において、 第七条第一項の規定は、施行日以後の所得及び施行日以後に贈

(経過措置)

1 得等の報告について必要な事項は、各本属長が訓令で定める。 律第七十九号) の施行の日 [平成十三年十月一日] から施行する。 この規程は、商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法 則 (平成十三年六月二十八日)

> 2 この規程による改正後の衆議院職員倫理規程の規定は、平成十 同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例に 七年三月一日以後に提出される株取引等報告書について適用し、

この規程は、平成十四年四月一日から施行する 附 則 (平成十三年十二月十三日

1

2 商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百二十八号)

についての衆議院職員倫理規程第六条第一項の規定の適用につ 合における新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券 附則第七条第一項の規定により従前の例によることとされる場

則 (平成十八年三月二十三日)

(施行期日)

いては、この規程の施行後も、なお従前の例による。

1 及び次項の規定は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関す 条第一項の改正規定(「、新株引受権証書」を削る部分に限る。) この規程は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六

の日・平成十八年五月一日〕から施行する。 る法律(平成十七年法律第八十七号)の施行の日(会社法の施行

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第九十八条 新株の引受権)についての衆議院職員倫理規程の規定の適用につ あっては、これが発行されていたとすればこれに表示されるべき ける新株引受権証書(新株引受権証書が発行されていない場合に 第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお

いては、なお従前の例による。

附 則(平成二十三年十二月十九日

(施行期日)

(経過措置) 1 この規程は、平成二十四年一月一日から施行する。

等報告書については、なお従前の例による。 第二十二条第一項の規定は、平成二十五年三月一日以降に提出さ2 この規程による改正後の衆議院職員倫理規程第六条第一項及び

〇衆議院事務局職員の倫理に関する件(抄)

(平成十二年九月二十六日庁訓第六号)

(倫理行動規準)

第一条 職員(衆議院職員倫理規程(平成十二年五月三十日議長決) の職員をいう。以下同じ。)は、国会職員としての誇りを持ち、局の職員をいう。以下同じ。)は、国会職員としての誇りを持ち、局の職員をいう。以下同じ。)は、国会職員としての誇りを持ち、別下「規程」という。)第二条第一項に規定する衆議院事務第一条 職員(衆議院職員倫理規程(平成十二年五月三十日議長決

てはならないこと。 地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用い二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や

三 職員は、利害関係者から贈与等を受けること等の国民の疑惑

や不信を招くような行為をしてはならないこと。

職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指 全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に

第二条 本件において、「利害関係者」とは、規程第二条第五項に規

(利害関係者)

の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、 職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他 定する利害関係者をいう。 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該

兀

提供を受けること。

当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためそ の職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の 係者であるものとみなす。 たときは、その日までの間) 者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなっ 当該異動の日から起算して三年間(当該期間内に、当該利害関係 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を は、当該異動があった職員の利害関

害関係者とみなす。 行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、利 本件の規定の適用については、利害関係者の利益のためにする

(禁止行為)

職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみな

第三条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

む。) を受けること。 香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、

一 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付 に限る。)を受けること。 けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いもの

三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又 は不動産の貸付けを受けること。

利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の

Ξί. 売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り 上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭 法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法 (昭和二十三年

利害関係者から供応接待を受けること。

利害関係者と共に飲食をすること。

受けること。

利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をするこ

十 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせ

前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うこと

2

ること

ができる。

一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配

3

第一項の規定の適用については、職員(同項第十号に掲げる行

布するためのものの贈与を受けること。

て、利害関係者から記念品の贈与を受けること。合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。) におい二 多数の者が出席する立食パーティー (飲食物が提供される会

財务として刊手掲系針と方引した祭こ、当友刊手掲系針とう 提供される物品を使用すること。職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から

たものとみなす。

(禁止行為の例外)

者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から

から茶菓の提供を受けること。 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者利用が相当と認められる場合に限る。)。

食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をするこ食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること、職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を

招くおそれがないかどうかを判断することができない場合にお

ら飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。

多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者か

務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認め千円を超えるものに限る。)にあっては、事務総長が、公正な職における簡素な飲食以外の飲食(自己の飲食に要する費用が三だし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際だし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際だし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際だし、職務として出席した。

て許可したものに限る。

当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けい において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、

第四条 職員は、私的な関係(国会職員としての身分にかかわらなができる。

以外の国家公務員等をいう。以下同じ。)となるため退職し、引二十二年法律第八十五号)第二十八条第二項に規定する国会職員長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員等(国会職員法(昭和3 第一項の「国会職員としての身分」には、国会職員が、各本属いては、事務総長に相談し、その指示に従うものとする。

き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続い

国会職員以外の国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職 会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の て当該退職を前提として国会職員として採用された場合(一の国

行った研修若しくは国から派遣されて参加した研修を同時に受 国会職員以外の国家公務員等としての身分を含むものとする。 を前提として国会職員として採用された場合を含む。)における 職員は、同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は国の機関が

前条第一項の規定にかかわらず、これをすることができる。 る場合であって自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、 る飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席す (利害関係者以外の者等との間における禁止行為

けた関係がある者であって、利害関係者に該当するものと共にす

第五条 職員は、利害関係者に該当しない事業者であっても、その 者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められ

け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうか 業者にその者の負担として支払わせてはならない。 にかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事 る程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはな 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受

第六条 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電 用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は できない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に 子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが (特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

編さんに対する報酬を受けてはならない。

金等をいう。)又は国が直接支出する費用をもって作成される書 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三十年法律第百七十九号) 第二条第一項に規定する補助

第七条 職員は、他の職員の第三条又は前二条の規定に違反する行 行為にあっては、同号の第三者)が得た財産上の利益であること 為によって当該他の職員(第三条第一項第十号の規定に違反する 一 作成数の過半数を衆議院事務局において買い入れる書籍等 (職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止

を知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享

2 職員は、職員倫理審査会、事務総長その他職員の職務に係る倫 受してはならない。 隠ぺいしてはならない。 思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを 職員が規程若しくは本件に違反する行為を行った疑いがあると 理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の

3 特別調整額を支給されるもの及び特定任期付職員の給与の特例 れる職員であって同規程第六条の二第一項の規定による給料の 第七条の二第一項の規定による管理職員特別勤務手当を支給さ の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定) 規程第二条第三項に規定する指定職以上の職員並びに国会職員

給又は五号給の給料月額の給料を受けるものは、その管理し、又 第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であって同表四号 に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二条

あると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはなは監督する職員が規程又は本件に違反する行為を行った疑いが

(講演等に関する規制

第八条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講第八条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講第八条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講第八条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講

第九条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当する(事務総長への相談)

判断することができない場合には、事務総長に相談するものとす行う行為が第三条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかをかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で

(関係事業者等)

っている他の職員に行使することができる場合をいう。 関する事務に携わっている場合のほか、同項の契約の相手方の選関する事務に携わっている場合のほか、同項の契約の相手方の選関する事務に関与する場合とは、職員が職務として同項の契約に第十条 規程第二条第六項の職員が職務として同条第五項の契約に

Ŧi.

疑義がある場合に準用する。 2 前条の規定は、規程第二条第六項の関係事業者の範囲について

(贈与等の報告)

2 規程第五条第一項第四号の訓令で定める事項は、次に掲げる事受けた講演等の報酬とする。 受けた講演等の報酬とする。 以下同じ。)から支払を起第二条第六項に規定する関係事業者及び同条第七項の規定に 規程第五条第一項の訓令で定める報酬は、関係事業者(規

の内容 (規程第五条第一項に規定する報酬をいう。以下同じ。) の内容又は報酬(同項に規定する報酬をいう。以下同じ。) かりの内容

項とする

いる場合にあっては、その推計の根拠三 規程第五条第一項第一号の価額として推計した額を記載して又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係二 贈与等をし、又は報酬の支払をした関係事業者と当該贈与等

四 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待の場に居合わおいて受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の世た接行を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場

地立及び氏名)

地立及び氏名)

地立及び氏名)

地立及び氏名)

地立及び氏名)

地立及び氏名)

地立及び氏名)

地立及び氏名)

地立及び氏名)

が贈与等をした代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした代理人をの他の者(以下「役員等」という。

(報告書の様式)

第十二条

規程第五条第一項の贈与等報告書は、贈与等を受けたと

きは別記第一様式によるものとし、報酬の支払を受けたときは別

2 規程第六条第一項の株取引等報告書は、別記第三様式によるも 記第二様式によるものとする。

3 とする のとする。 規程第七条第一項の所得等報告書は、別記第四様式によるもの

(報告書等の写しの送付期限)

第十三条 規程第五条第二項、第六条第二項又は第七条第三項の規

以内にこれを行うものとする。 定による送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日

第十四条 規程第八条第二項の規定による贈与等報告書の閲覧(以 下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提

(贈与等報告書の閲覧)

出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これ

をさせるものとする。

2 贈与等報告書の閲覧は、事務総長が指定する場所でこれをさせ

3 な事項は、事務総長が定める るものとする。 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要

本件は、平成十二年十月一日から施行する。

2

月三十一日までの間の所得及びその間に贈与により取得した財 産に係る別記第三様式による所得等報告書の記載については、同 本件の施行の日(以下「施行日」という。)から平成十二年十二

年分の所得に係る規程第七条第一項第一号イ及びロに掲げる金

2

よりなお従前の例によることとされる場合における新株引受権証

適用については、同号中「百万円」とあるのは、「二十五万円」 この場合において、同項第一号の所得の金額に係る同号の規定の 格とみなして、これを当該所得等報告書に記載することができる。 の間における同項第一号の所得の金額及び同項第二号の課税価 乗じて得た金額をそれぞれ施行日から同年十二月三十一日まで より取得した財産に係る同項第二号の課税価格に十二分の三を 額に十二分の三を乗じて得た金額並びに同年中において贈与に

附 則 (平成十七年三月二十九日)

とする。

1

本件は、平成十七年四月一日から施行する。

(施行期日)

2 施行日前にした行為については、なお従前の例による。 日(以下「施行日」という。)以後にする行為について適用し、 改正後の衆議院事務局職員の倫理に関する件は、本件の施行の (経過措置)

様式の改正規定及び次項の規定は、衆議院職員倫理規程の一部を 本件は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別記第二 (施行期日)

附 則 (平成十八年三月二十三日)

1

の日から施行する。 項の改正規定(「、新株引受権証書」を削る部分に限る。)の施行 改正する規程(平成十八年三月二十三日議長決定)中第六条第一 衆議院職員倫理規程の一部を改正する規程附則第二項の規定に

書(新株引受権証書が発行されていない場合にあっては、これが

2

発行されていたとすればこれに表示されるべき新株の引受権)に

定の適用については、同項の別記第二様式の注厂中「奔米、」 ついての衆議院事務局職員の倫理に関する件第十三条第二項の規 ط

あるのは、「茶珠、茶茶引承蕃評書、」とする。

則 (平成二十三年十二月十九日)

1 本件は、平成二十四年一月一日から施行する。

(施行期日)

2 月十九日議長決定)附則第二項の規定によりなお従前の例による 衆議院職員倫理規程の一部を改正する規程(平成二十三年十二

理に関する件の規定の適用については、なお従前の例による。 こととされる株取引等報告書についての衆議院事務局職員の倫 附 則(平成三十年十二月二十一日)

施行期日

第一条 本件は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成三十年十月から十二月までに受けた贈与等(衆議院職 員倫理規程(平成十二年五月三十日議長決定)第五条第一項に規

員の倫理に関する件別記第一様式による贈与等報告書により報 第一項の規定にかかわらず、本件による改正前の衆議院事務局職 件による改正後の衆議院事務局職員の倫理に関する件第十二条 払を受けた報酬(同項に規定する報酬をいう。)については、本 定する贈与等をいう。)又は平成三十年十月から十二月までに支

告することができる。

に関する件別記第二様式による株取引等報告書により報告する 規定にかかわらず、本件による改正前の衆議院事務局職員の倫理 改正後の衆議院事務局職員の倫理に関する件第十二条第二項の 条第一項に規定する株取引等をいう。)については、本件による 平成三十年において行った株取引等(衆議院職員倫理規程第六

七条第一項に掲げる金額及び課税価格については、本件による改 平成三十年分の所得税又は贈与税に係る衆議院職員倫理規程第

3

ことができる。

関する件別記第三様式による所得等報告書により報告すること 定にかかわらず、本件による改正前の衆議院事務局職員の倫理に 正後の衆議院事務局職員の倫理に関する件第十二条第三項の規

別記第一~第四様式 (略 ができる。